

令和2年度第1回
荒尾市・長洲町
学校給食センター協議会
協議事項
(協議第1号～協議第10号)

荒尾市・長洲町学校給食センター協議会協議事項 目次

(1) 両市町の長が協議により定める事項		
協議番号	件名	ページ
協議第1号	協議会の事務に従事する職員の定数及び市町別の配分を定めることについて	3
協議第2号	荒尾市・長洲町学校給食センター協議会負担金に関する規程について	4
協議第3号	協議会の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査する監査委員を定めることについて	6
(2) 両市町が協議により定める事項		
協議番号	件名	ページ
協議第4号	荒尾市・長洲町学校給食センター協議会会議運営規程を定めることについて	7
協議第5号	新学校給食センターの建設に関する費用負担割合及び業者選定方法等について	9
協議第6号	荒尾市立学校給食センターのボイラー移設等予算について	11
協議第7号	荒尾市・長洲町学校給食センター建設検討作業部会の設置について	12
協議第8号	当該事務に関する一の市町の条例、規則その他の規程を定めることについて	14
協議第9号	令和2年度荒尾市・長洲町学校給食センター協議会予算について	15
協議第10号	協議会に属する現金を預け入れる金融機関を定めることについて	18

協議第 1 号

協議会の事務に従事する職員の定数及び市町別の配分を定めることについて

(案)

荒尾市・長洲町学校給食センター協議会規約第 11 条第 1 項に規定する協議会の担任する事務に従事する職員の定数及び当該定数の両市町の配分については、次のとおり定める。

職員の定数	両市町の配分	
	荒尾市	長洲町
5 人	3 人	2 人

協議第2号

荒尾市・長洲町学校給食センター協議会負担金に関する規程について

(案)

荒尾市・長洲町学校給食センター協議会規約第18条第2項の規定に基づき、荒尾市・長洲町学校給食センター協議会負担金に関する規程を次のとおり定める。

荒尾市・長洲町学校給食センター協議会負担金に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、荒尾市・長洲町学校給食センター協議会規約第18条第2項の規定に基づき、荒尾市及び長洲町が負担すべき額（以下「負担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金割合等)

第2条 負担金の割合（以下「負担金割合」という。）は、事業費目ごとに別表のとおりとする。

(負担金の算定方法)

第3条 負担金は、事業費目ごとに計上された額に、前条の負担金割合（その率に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入した数値をもって）を乗じた額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額とする。なお、児童生徒数は当該年度の学校基本調査による数値で算出するものとする。

2 前項に規定する当該年度の学校基本調査による数値が確定するまでは、その前年度の学校基本調査による数値を用いることとし、当該年度の学校基本調査による数値が確定した後に、精算を行うものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるものの他、負担金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

負担金割合

事業費目	負担金割合
維持管理・運営費	
維持管理費	
建物保守管理業務	均等割10%、児童生徒数割90%
建築設備・厨房機器保守管理業務	均等割10%、児童生徒数割90%
什器・備品等保守管理・更新業務	児童生徒数割
外構等維持管理業務	均等割10%、児童生徒数割90%
環境衛生・清掃業務	均等割10%、児童生徒数割90%
保安警備業務	均等割10%、児童生徒数割90%
修繕業務（建物、厨房、外構等）	均等割10%、児童生徒数割90%
大規模改修（建物、厨房、外構等）	均等割10%、児童生徒数割90%
運営費	
運營業務（調理、配送）	児童生徒数割
運營業務（給食センター、協議会）	児童生徒数割
光熱水費	
光熱水費	児童生徒数割
その他	
施設等解体費	均等割10%、児童生徒数割90%

協議第3号

協議会の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査する
監査委員を定めることについて

(案)

荒尾市・長洲町学校給食センター協議会規約第28条第2項に規定する協議会の財務に関する事務の執行及び協議会の経営に係る事業の管理を監査する市町の監査委員を次のとおり定める。

		市 町 名	氏 名
監査委員	識見を有する者	荒尾市	近藤 克也
監査委員	識見を有する者	長洲町	高本 茂実

協議第4号

荒尾市・長洲町学校給食センター協議会会議運営規程を定めることについて

(案)

荒尾市・長洲町学校給食センター協議会規約第16条第3項の規定に基づき、荒尾市・長洲町学校給食センター協議会会議運営規程を次のように定める。

荒尾市・長洲町学校給食センター協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、荒尾市・長洲町学校給食センター協議会規約第16条第3項の規定に基づき、荒尾市・長洲町学校給食センター協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、議長が会議に諮り、出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、これを公開しないことができる。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を受けた後に発言するものとする。

(採決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決することができる。

(会議録の調整等)

第6条 議長は、会議の日時、場所、出席者及び会議の概要を記載した会議録を作成する。

(会議録の公開)

第7条 会議録は、原則として公開する。ただし、第2条ただし書きの規定により公開しないこととした会議の会議録については、この限りでない。

2 前項の公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

(会議の傍聴)

第8条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席)

第9条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(規律)

第10条 何人も、会議中にみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となるような行為をしてはならない。

2 議長は、会議の秩序を乱すと認められる者があるときは、その者に退場を命ずることができる。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。

協議第5号

新学校給食センターの建設等に関する費用負担割合及び業者選定方法等（以下「建設事務」という。）については、次のとおり定める。

（案）

1. 事業項目及び負担金割合

新学校給食センターの建設等に関する経費（以下「建設経費」という。）の事業項目及び負担金割合は、別表のとおりとする。

2. 請負事業者の選定方法

請負事業者の選定方法は、原則として競争入札とする。

3. 請負事業者の決定等

- （1）事業者選定については、荒尾市の条例、規則その他の規程等を適用し、荒尾市が代表して行うものとする。
- （2）荒尾市は、決定した事業者（以下「請負事業者」という。）と契約を締結し、建設経費を支払うものとする。
- （3）荒尾市は、請負事業者と契約を締結したときは、請負事業者及び建設経費を長洲町に通知するものとする。

4. 建設経費の支弁方法

- （1）建設経費は、別表の事業項目ごとに支払われた額に、負担金割合（その率に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入した数値をもって）を乗じた額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額とする。
- （2）児童生徒数は当該年度の学校基本調査による数値で算出するものとする。
- （3）長洲町は算出された負担金を荒尾市に対して支払うものとする。

別表

新学校給食センターの建設等に関する経費の負担割合

事業項目	負担金割合
初期投資費	
建設費	
委託関係	
設計・工事監理	均等割10%、児童生徒数割90%
調査費用	均等割10%、児童生徒数割90%
工事関係	
本体工事、設備工事	均等割10%、児童生徒数割90%
厨房設備工事	均等割10%、児童生徒数割90%
外構工事等	均等割10%、児童生徒数割90%
荒尾市立学校給食センター関係	
ボイラー移設費等	均等割10%、児童生徒数割90%
既存施設解体撤去	全額荒尾市負担
仮設駐車場整備	均等割10%、児童生徒数割90%
什器・備品購入費	
什器・備品（調理関係）	児童生徒数割
什器・備品（一般エリア）	児童生徒数割
食器・食缶	児童生徒数割
パンフレット、DVD作成等	児童生徒数割

協議第6号

令和2年度荒尾市立学校給食センターのボイラー移設等経費については、次のとおり定める。

(案)

1. 実施方法、請負事業者の決定等

ボイラー移設等に関する事務については、令和2年度第1回荒尾市・長洲町学校給食センター協議会協議第5号により、事務を執行する。

2. 概算事業費

仮設プラットホーム等増築工事請負費（令和3年3月～令和3年7月）

内 訳	概算金額（千円）	負担金割合
仮設プラットホーム等増築費	26,840	均等割10%、児童生徒数割90%
仮設駐車場整備及び整地費	16,170	均等割10%、児童生徒数割90%
既存建築物解体費	9,240	全額荒尾市負担
合計	52,250	

仮設ボイラー等借上料（令和3年4月～令和4年8月）R2.12月債務負担行為（R3、R4）

内 訳	概算金額（千円）	負担金割合
仮設ボイラー等リース費	33,000	均等割10%、児童生徒数割90%

3. 予算の計上

令和2年度12月一般会計補正予算において、荒尾市・長洲町が歳入・歳出予算をそれぞれ予算計上する。

協議第7号

荒尾市・長洲町学校給食センター建設検討作業部会の設置について

(案)

荒尾市・長洲町学校給食センター協議会規約第13条の規定に基づき、次のとおり規程を定め、荒尾市・長洲町学校給食センター建設検討作業部会を設置する。

荒尾市・長洲町学校給食センター建設検討作業部会設置規程

(設置)

第1条 荒尾市・長洲町学校給食センター協議会規約第13条の規定に基づき、荒尾市・長洲町学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）の建設及び運営に必要な事務を処理するため、荒尾市・長洲町学校給食センター建設検討作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 作業部会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 設計及び建設に関する事項
- (2) 建設及び運営に係る費用負担に関する事項
- (3) その他学校給食センターについて必要な事項

(組織)

第3条 作業部会は、別表に定める者によって組織する。

- 2 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によって選出する。
- 3 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 作業部会の会議は、部会長が必要に応じ招集し、その議長は部会長をもって充てる。

- 2 部会長は部会委員が会議を欠席する場合には、当該委員の代理の出席を求めることができる。
- 3 部会長は、必要に応じて部会委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くこ

とができる。

(庶務)

第5条 作業部会の庶務は、荒尾市教育委員会教育振興課学校給食センター整備推進室において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、学校給食センターの竣工により、その効力を失う。

別表

荒尾市

所属	職名
教育振興課	課長
総合政策課	課長
財政課	課長
建築住宅課	課長
公共施設マネジメント推進室	室長
学校給食センター	所長

長洲町

所属	職名
学校教育課	課長
まちづくり課	課長
建設課	課長
総務課	課長補佐

協議第8号

当該事務に関する一の市町の条例、規則その他の規程を定める
ことについて

(案)

荒尾市・長洲町学校給食センター協議会規約第17条第1項に規定する協議会がその
担任する事務を両市町の長の名において管理し、及び執行する場合の当該事務に関する
一の市町の条例、規則その他の規程については、次のとおり定める。

記

荒尾市の条例、規則その他の規程を適用する。

協議第9号

令和2年度荒尾市・長洲町学校給食センター協議会予算について

(案)

令和2年度荒尾市・長洲町学校給食センター協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 負担金		199
	1 負担金	199
2 諸収入		1
	2 諸収入	1
歳入合計		200

歳出

款	項	金額
1 協議会費		190
	1 会議費	1
	2 事務費	189
2 予備費		10
	1 予備費	10
歳出合計		200

令和2年度荒尾市・長洲町学校給食センター協議会予算（案）
内訳説明書

（歳入）

款項目	予算額 (千円)	節		説明
		区分	金額 (千円)	
1 負担金	199			
1 負担金	199			
1 負担金	199	1 市町負担金	199	荒尾市 154,504 円 長洲町 44,496 円
2 諸収入	1			
1 諸収入	1			
1 預金利子	1	1 預金利子	1	
合計	200			

（歳出）

款項目	予算額 (千円)	節		説明
		区分	金額 (千円)	
1 協議会費	190			
1 会議費	1			
1 会議費	1	11 役務費	1	通信運搬費 1,000 円
2 事務費	189			
1 事務費	189	10 需用費	160	消耗品費 160,000 円
		11 役務費	5	振込手数料 5,000 円
		17 備品購入費	24	公印 24,000 円
2 予備費	10			
1 予備費	10			
1 予備費	10	予備費	10	
合計	200			

(参考)

令和2年度予算に係る両市町の負担額について

協議会の令和2年度予算に係る荒尾市・長洲町の負担額は、荒尾市・長洲町学校給食センター協議会負担金に関する規程第2条の規定により、次のとおりとなる。

<児童生徒数割>

児童生徒数	荒尾市	長洲町	合計
小学生	2,688	753	3,441
中学生	1,222	373	1,595
合計	3,910	1,126	5,036
割合	77.64%	22.36%	100%

なお、令和2年度学校基本調査（令和2年5月1日現在）による数値で算定したものである。

運営に関する費用負担割合

<荒尾市> $199,000 \text{ 円} \times 77.64\% = 154,504 \text{ 円}$

<長洲町> $199,000 \text{ 円} \times 22.36\% = 44,496 \text{ 円}$

協議第10号

協議会に属する現金を預け入れる金融機関を定めることについて

(案)

荒尾市・長洲町学校給食センター協議会規約第22条第2項に規定する現金預入金融機関を次のとおり定める。

記

金融機関名 株式会社 肥後銀行